

各 位

河南町総務部契約検査室

河南町暴力団排除条例の施行に伴う、事業者からの「誓約書」の提出について

平成25年12月1日から「河南町暴力団排除条例」が施行されます。

これに伴い、公共工事等の受注に際し、河南町と契約を締結する元請負人及びその下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が下記のとおり必要となります。

記

1、対象となる契約

河南町が契約する全ての契約（建設工事・コンサルタント委託・役務委託・物品購入及び物品の借入等）で、契約金額（税込）が500万円以上のもの。

2、対象者

- ・契約金額が500万円以上の元請負人
- ・元請負人との契約金額が500万円以上の下請負人（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）

ただし、町長が必要と認めた場合は、500万円未満の契約金額であっても、誓約書を提出していただく場合があります。

3、提出時期

- ・元請負人は、契約を締結するときに当該契約締結を行う部署に契約書と共に提出
- ・下請負人等については、下請負契約を締結する際に、元請負人を通じて工事等の実施担当課へ提出（元請負人は下請負人通知書に添付して提出）
- ・下請負人が資材等の納入業者の場合は、契約を締結する際に、元請負人を通じて工事等の実施担当課へ提出

4、誓約書を提出しない場合の措置

- ・元請負人が誓約書を提出しない場合は、その契約を締結しません。また、元請負人が河南町の入札参加資格者である場合は、3ヶ月間の指名停止措置を行います。
- ・誓約書を提出しない下請負人等が河南町の入札参加資格者である場合は、3ヶ月間の指名停止措置を行います。

5、誓約書の内容に違反した場合の措置

- ・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除して、違約金を徴収します。
- ・河南町の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間（2年又は1年に加えて改善されるまで）入札等排除措置を行い、それを公表します。
- ・河南町の入札参加資格を有しない場合は、一定期間（2年又は1年）公表します。

6、施行日 平成25年12月1日

7、注意事項

- ・下請負人等が誓約書に違反（暴力団員等と判明）した場合は、元請負人に当該下請契約を解除していただく必要があります。

河南町からの指導を受けた際にスムーズに下請負契約を解除できるように、下請負契約を締結するときは、下請負契約書（注文請書等）に当該契約の解除条項を盛り込むようにしてください。

なお、参考文面は下記のとおりです。（このまま下請負契約に適用できるものではありませんので、文面は必ず見直してください）

参考

発注者の解除権

第●条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

暴力団員が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

下請負人が解除指導に従わない場合の当該契約の解除条項

第▲条

受注者が第●条各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

第■条 発注者は、受注者が次に該当するときは、契約を解除することができる。

第▲条の規定により、発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。

参考（大阪府警察本部 暴力団排除条項の記載例）

http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/boutai/bouhai_jyourei/kisairei_1.html

様式第 1 号（第 14 条関係）

工事名・業務名：

誓 約 書

私は、河南町が河南町暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、河南町の公共工事等を受注するに際して、河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、河南町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が河南町から大阪府富田林警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者に該当する事業者であると河南町が大阪府富田林警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は河南町の調査により判明した場合は、河南町が河南町暴力団排除条例及び河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱に基づき、河南町ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が河南町暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を河南町に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者に該当する事業者であると河南町が大阪府富田林警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は河南町の調査により判明し、河南町から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

河南町長 様

年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者

印

（契約書と同一印）

・代表者の生年月日 年 月 日

工事名・業務名：

契約の相手方：

誓 約 書

私は、河南町が河南町暴力団排除条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、河南町の公共工事等を受注するに際して、河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、河南町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が元請負人を通じて河南町へ提出されること及び河南町から大阪府富田林警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者に該当する事業者であると河南町が大阪府富田林警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は河南町の調査により判明した場合は、河南町が河南町暴力団排除条例及び河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱に基づき、河南町ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私が河南町暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を河南町に提出します。
- 六 私の使用する下請負人等が、河南町暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者に該当する事業者であると河南町が大阪府富田林警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は河南町の調査により判明し、河南町から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

河南町長 様

年 月 日

- ・ 所在地
- ・ 事業者名
- ・ 代表者

印

（契約書と同一印）

・ 代表者の生年月日 年 月 日